



## 多頭飼育をされている 飼主様へ

～届出等についてのお知らせ～

この度施行された「新潟市動物の愛護及び管理に関する条例」で、犬猫合わせて10匹以上飼育している場合の届出が義務付けられました。人と動物とが共生できる社会を実現するために、ご協力をお願いいたします。

新潟市保健所 動物愛護センター

## ～届出制導入の理由～

多頭飼育に係る不適正な飼育環境等が全国的に問題になっています。こうした事態を背景に、平成 25 年 9 月 1 日施行の改正動物愛護管理法において、自治体が届出制を導入することについて盛り込まれました。

新潟市でも、過去に不適正な飼育環境による周辺住民からの苦情や、突然の大量の引取対応に苦慮した経験があり、この度条例で規定したものです。



## ～届出（変更・廃止含む）の流れ～

- 1 申請者は動物愛護センターへ届出書を提出してください。（直接又は郵送）
- 2 動物愛護センターで受理后、印を押した届出書の複写を申請者へ送付。  
（受理にあっては、飼育状況など必要事項をお聞きする場合があります。）
- 3 規模、状況等に応じて飼育施設を訪問させていただきます。

## ～届出書の設置～

新潟市動物愛護センターの窓口に設置しています。また、市役所トップページから同センターのホームページを検索していただければ届出書のダウンロードができます。

## ～受付窓口～

提出は、直接窓口又は郵送で同センターまでお願いいたします。

〒950-0933

新潟市中央区清五郎343-2 新潟市動物愛護センター

平日午前8時半～午後5時半まで（土日祝祭日は除く）

電話 025-288-0017



## (参考) 主なご質問について

(その他ご不明な点があればお問い合わせください)

### 受付窓口について

- Q 区役所、出張所や連絡所でも受け付けできますか。  
A 専門性の高いことから、動物愛護センターでお願いいたします。

### 届出書の入手について

- Q 動物愛護センターは遠く、インターネットも使えません。郵送していただけますか。  
A ご連絡いただければ郵送いたします。

### 提出方法について

- Q FAX, Mail でも提出可能でしょうか。  
A 大事な書類ですので、直接窓口又は郵便でお願いいたします。

### 届出制について

- Q 届出に何かメリットがあるのでしょうか。  
A 全国的に多頭飼育者の不適正な飼育が問題になっている一方で、適正な飼育を行っている方がいるのも事実です。適正に上手く飼育している方からは、飼い方の工夫や気を付けている点など参考にすべきノウハウを教えていただき、その内容を広く皆さまにご紹介できることが、届出制の最大のメリットと考えています。
- Q いつ決まった制度なのですか。  
A H25年2月議会で可決され、同年3月22日に公布されました。
- Q 誰を対象にしているのですか。  
A 犬猫(生後91日以上)合わせて10匹以上飼育している方が対象になります。
- Q 頭数が増減する度に変更届が必要なのでしょうか。  
A 「直近の届出数に対し30%以上増加の場合」が対象です。なお、減少した場合は不要です。
- Q 届出は何年ごとに更新なのでしょうか。  
A 更新はありません。ただし、飼育頭数が9匹以下になった場合は廃止届が必要です。

### 過料について

- Q 届出しないと即刻過料徴収ですか。  
A 過料徴収を目的とした規定ではありませんが、再三にわたる届出の指導に応じない場合を想定して、過料の規定を設けています。